

B

令和 7年 5月22日提出

# 議案の参考資料

浜松市

第 88 号議案 令和 7 年度浜松市一般会計補正予算（第 1 号）

第 89 号議案 令和 7 年度浜松市病院事業会計補正予算（第 1 号）

第 90 号議案 令和 7 年度浜松市水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 91 号議案 令和 7 年度浜松市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 88 号議案から第 91 号議案までの補正予算説明は、別冊を参照願います。

第 92 号議案 浜松市総合体育館条例等の一部改正について

この条例は、受益者負担水準の適正化の観点から、総合体育館等の利用料金等の見直しを行うものであります。

第 93 号議案 浜松市税条例の一部改正について

この条例は、地方税法の一部改正に伴い、個人市民税における特定親族特別控除に係る規定の整備、固定資産税における大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額申請手続の特例規定の整備及び加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例規定の整備を行うほか、所要の整備を行うものであります。

第 94 号議案 浜松市手数料条例の一部改正について

この条例は、課税、戸籍、住民票、印鑑登録等に関する証明について、コンビニエンスストア等における交付に係る手数料を定めるものであります。

第 95 号議案 浜松市観光バス公共駐車場条例の一部改正について

この条例は、浜松市観光バス公共駐車場の利用料金の徴収に係る機器の導入に伴う所要の整備を行うとともに、利用料金の改定を行うものであります。

第 96 号議案 浜松市土地改良事業賦課金徴収条例の一部改正について

この条例は、土地改良法の一部改正に伴い、引用する規定を改めるものであります。

第 97 号議案 浜松市公園条例の一部改正について

この条例は、受益者負担水準の適正化の観点から、浜松市佐久間ふれあい運動公園の使用料の見直しを行うものであります。

第 98 号議案 浜松市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

この条例は、阿蔵山地区計画の都市計画決定に伴い、区域内における建築物の用途に関する制限を定めるものであります。

第 99 号議案 浜松市立高等学校授業料等に関する条例の一部改正について

この条例は、浜松市立高等学校の授業料について、納入の区分に係る規定を改めるものであります。

報 第 2 号 専決処分の承認について

専 第 12 号 浜松市税条例の一部改正について（令和 7 年 3 月 31 日専決）

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）が令和 7 年 3 月 31 日に公布されました。

このうち、一部の改正内容については令和 7 年 4 月 1 日から直ちに課税等の実務で対応する必要があったため、条例の一部改正について地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したもので、同条第 3 項の規定に基づき、報告し、承認を求めます。

※ 地方自治法抄

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会の招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 162 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第 252 条の 20 の 2 第 4 項の規定による第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 (略)

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 (略)

報 第 3 号 専決処分の報告

道路瑕疵 10 件（専第 13 号、専第 14 号、専第 15 号、専第 16 号、専第 17 号、専第 18 号、専第 19 号、専第 20 号、専第 21 号、専第 22 号）、人身事故 1 件（専第 23 号）、交通事故 5 件（専第 24 号、専第 25 号、専第 26 号、専第 27 号、専第 28 号）にかかる和解及び損害賠償の額の決定並びに工事請負契約の変更 2 件（専第 29 号、専第 30 号）について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したもので、同条第 2 項の規定に基づき報告するものであります。

※ 地方自治法抄

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

※ 市長の専決処分事項の指定について抄

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、市

長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

- 1 1件300万円以下における和解及び法律上の義務に属する損害賠償の額の決定（交通事故による人身の事故の場合を除く）に関する事。
- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、議決を経た契約金額の1割以内の額を減額する変更契約の締結に関する事。

報 第 4 号 一般財団法人浜松市清掃公社の令和7年度事業計画について

報 第 5 号 公益財団法人浜松市花みどり振興財団の令和7年度事業計画について

報 第 6 号 公益財団法人浜松市医療公社の令和7年度事業計画について

報 第 7 号 公益財団法人浜松市文化振興財団の令和7年度事業計画について

報 第 8 号 株式会社なゆた浜北の令和7年度事業計画について

報 第 9 号 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構の令和7年度事業計画について

報第4号から報第9号までは、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告するものであります。

※ 地方自治法抄

第243条の3 (略)

- 2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

報 第 10 号 令和6年度浜松市繰越明許費繰越計算書

令和6年度浜松市繰越明許費に係る繰越計算書を、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告するものであります。

※ 地方自治法施行令抄

第146条 (略)

- 2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

報 第 11 号 令和6年度浜松市事故繰越し繰越計算書

令和6年度浜松市事故繰越しに係る繰越計算書を、地方自治法施行令第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定に基づき、報告するものであります。

※ 地方自治法施行令抄

第150条 (略)

- 2 (略)
- 3 第146条の規定は、地方自治法第220条第3項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。

※ 地方自治法抄

第220条(略)

- 2 (略)
- 3 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかつたもの(当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。)は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

報 第 12 号 令和6年度浜松市病院事業会計予算繰越計算書

報 第 13 号 令和6年度浜松市水道事業会計予算繰越計算書

報 第 14 号 令和6年度浜松市下水道事業会計予算繰越計算書

報第12号から報第14号までは、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、報告するものであります。

※ 地方公営企業法抄

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

- 2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。
- 3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

※ 地方公営企業法施行令抄

第19条 地方公営企業法第26条第3項の規定により管理者が地方公共団体の長に対してすべき報告は、総務省令で定める様式により、繰越計算書(継続費に係るものにあつては、継続費繰越計算書)をもつて、翌事業年度の5月31日までにしなければならない。

監報第 7 号 定期監査等の結果に関する報告について

監報第 8 号 例月出納検査の結果に関する報告について